

第7回動燃改革検討委員会の結果について（速報）

平成9年12月5日
科学技術庁原子力局

1. 日時 平成9年12月2日（火） 14:00～16:00

2. 場所 科学技術庁 第1、第2会議室

3. 議題

新法人の基本構想について（新法人作業部会中間報告）

4. 結果概要

- (1) 冒頭、谷垣科学技術庁長官から挨拶があり、引き続き、11月25日に新法人作業部会が中間的に取りまとめた新法人の基本構想案について審議され、修正点については部会長一任として、大筋で了承が得られた。本構想案については、部会長が所要の修正を行った上で中間取りまとめとして科学技術庁に提出予定であり、また、新法人作業部会として、今後更に検討の上、来春を目途に改革の具体化案としての成案を得る予定。
- (2) 事務局から科学技術庁の現地調査について簡単な説明があり、また、動燃から現在実施している改革について説明がなされた。
- (3) 委員の主な意見は以下のとおり。

（総論）

- ・報告書全体としては良くできていると思うが、国の政策論や理事長の裁量権との関係もあり、作業部会としてのマンドートを明らかにすべき。
- ・「解体的再出発」の意味から、国民へのメッセージとして起死回生の迫力が欲しい。国民の負託に応え新法人はこういう事業を進めるべきであり、こういうふうになるといった決意も示すべき。
- ・提案されている仕組みが実際にうまく機能するかどうかの問題であり、そうした限界を良く理解して改革の実を上げるべき。改革は、その場しのぎであってはならず、また、一挙に既存体制を潰すことも不適當。改革の強い意志をもって、系統的なプログラムを準備して進めるべき。
- ・動燃改革は、困難な点も多々あるが、改革が成功すれば日本の原子力の将来は明るくなる。

(動燃が行う改革)

- ・動燃においては自己改革が進んでおりその点評価できるが、改革のポイントは動燃の自覚にあり、更なる自己改革に期待する。
- ・動燃の安全点検の結果をどう活かすかが問題であり、その点、引継書をどういう観点から作成すべきかについての説明が乏しい。
- ・組織機構は大きく変わるのに、動燃のスタッフが危機感といった自覚が無いまま新法人に移行するのでは問題。
- ・動燃職員自体が変わるわけではないが、組織運営の改革を通じて生まれ変わってもらう点を強調すべき。
- ・現在の動燃においては、全般として意気消沈している傾向がある。新法人においては、新たな使命感、意欲を持って進んで欲しい。

(事業)

- ・海外ウラン探鉱の整理縮小事業については、動燃が撤退するとしても日本として他の組織が引き継ぐことも重要であり、その点に関し検討が必要。
- ・高速増殖炉に関しては、「高速炉」とすべきとの議論もあり、先進的核燃料サイクルの推進について検討が必要。また、大学との共同研究に言及があるが、民間との共同研究も積極的に推進すべき。

(経営)

- ・作業部会で経営のやり方を提案するということと理事長の裁量に委ねるということに矛盾が生じる。新法人に必要な条件と理事長の裁量に委ねる参考的なものとを分けて考えるべき。
- ・作業部会の提案は新法人の立ち上げのためのものであり新法人の理事長の裁量を奪うものではないことをもう少し明確にすべき。
- ・意識改革は重要なポイント。管理職が中心となってOJTで意識改革を推進していくことが重要。

(安全)

- ・事故は起きてはならないものとの感覚が強すぎるためか、実際の事故が起きた場合の対応に対しての記述がない。特に、復旧作業等の現場の作業員の安全性を確保するための対策が必要。
- ・安全対策について考え方はよく整理できているが、実際に機能させるためには工夫が必要。また、一般の原子力施設の問題として、防災対策の法令措置の検討を是非進めてもらいたい。
- ・事故対策には、想定し得る事故として何がおこるかという点に関する管理職の十分な自覚が重要。

(以上)